

守り育てよう！島原の自然

6月は「環境月間」です

近年、国内はもとより世界的に環境問題に対する関心が高まっています。市では、生活環境向上を目指し、皆さんの協力のもと、市民清掃や不法投棄対策、ごみ減量化対策、地球温暖化対策など、さまざまな事業に取り組んでいます。今回は、苦情が多く寄せられるごみの不法投棄問題、空き地管理などについてお知らせします。環境月間を機に、環境保全について関心と理解を深めましょう。

■ **問い合わせ先** 環境グループ (☎ 63-1111 内線 192)

ごみの不法投棄

▼不法投棄とは

決められた日時、場所以外にごみを出す行為は、「不法投棄」とされています。また、市指定のごみ袋以外のごみを出す行為も不法投棄したとみなされる場合があります。

不法投棄をすると法律により5年以下の懲役、もしくは1千万円以下（法人の場合は三億円以下）の罰金、または両方が課せられるなど厳しい罰則が設けてあります。

市内でも、電化製品や粗大ごみの投棄や指定ごみ袋以外の袋を使っての搬出、車からのポイ捨てなどの行為が後を絶ちません。不法投棄されたごみは、土地管理者やボランティアなどの協力を得て処分しています。そのため、ごく一部の心無い人のために多くの労力とコストが費やされています。



▼市の取り組み

市では、不法投棄をなくすために、警察や保健所などと連携して、定期的なパトロールを実施したり、啓発用の看板設置、あるいは監視カメラを設置したりするなどさまざまな取り組みを行っており、不法投棄が分かった場合は厳正に対処しています。

▼不法投棄を防ぐために

不法投棄される場所の傾向としては、大抵が道路脇、次いで民有地となっており、

車で運んで来て捨てていると考えられます。有効な防衛策の一つとして、チェーンや柵などで自分の土地を囲み、車の進入を防ぐことが効果的です。

ごみがあるとさらにごみを呼び、生活環境を悪化させます。日ごろから近所の清掃や見回りなど管理をしっかり行い、不法投棄をさせない環境づくりをすることが重要です。

もし、不法投棄を発見した場合は、場所や内容などを環境グループまたは島原警察署へ連絡してください。

空き地の管理

雑草は成長が早く、放っておくと近隣に迷惑をおよぼすばかりでなく、害虫や火災の発生源になる恐れもあります。

空き地をはじめとした土地の所有者や管理者は、定期的な除草や清掃を心掛け、不法投棄でごみを捨てられないようにするなど適切な管理をお願いします。

なお、平成24年度中に環境グループに寄せられた苦情のうち、およそ3割が土地の管理問題についてでした。



来年には長崎がんばらんば国体が開催され、多くの人がこの島原市を訪れます。市民皆さんのモラルとマナー向上で、美しい「島原半島世界ジオパーク」を全国にPRしましょう。